

# 参考資料

## 1. 札幌市環境基本条例

(平成7年12月13日条例第45号)  
改正 平成11年10月条例第39号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条-第6条)

#### 第2章 環境の保全に関する基本的施策 (第7条-第26条)

#### 第3章 地球環境保全の推進のための施策 (第27条・第28条)

#### 第4章 環境審議会及び環境保全協議会 (第29条・第30条)

#### 附則

札幌は、我が国固有数の大都市であるが、幸いにして、南西部に広がる森林地帯に代表されるように極めて豊かな自然に恵まれている。夏季のさわやかさ、冬季の雪と厳しい寒さを特徴とした札幌の気象は、鮮明な四季の移り変わりがみられ、私たちにすばらしい季節感を与えてくれる。

札幌は、北方圏の拠点都市として高度な機能を備えた都市づくりが進められてきた。その結果、私たちの生活は飛躍的に便利なものとなった。

しかし、都市化に伴う人口の集中や産業の集積などによって、資源やエネルギーが大量に消費され、私たちの身近な環境に様々な影響が及ぶこととなり、更には私たちの生存の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

人間は、自然の生態系の一構成要素でありながら、今やその中で極めて大きな力を持ち、人間の活動そのものが環境の状態を左右するようになった。私たちは、地球環境の保全の観点から生活のあり方を見直さなければならないという人類共通の課題に直面している。恵まれた身近な環境、更にはかけがえのない地球環境を保全し、これを良好な状態で将来の世代に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また、使命でもある。

私たちは、地球環境の中で生きるものの一員としての自覚を持ち、創意と工夫をこらし、国の内外の多様な歴史と文化を有する人々とも互いに協力し合い学び合って、環境の保全に努めていかなければならない。

このような認識の下、札幌市に集うすべての人々の参加により、良好な環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献していくために、ここに、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安らぎや潤いが実感できる快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

4 環境の保全は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷

を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

### 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念のつとめ、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じた体系的に保全すること。
- 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用を図ること。
- 環境に配慮した生活文化の形成を図ること。
- エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量を促進すること。
- 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画)  
第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 環境の保全に関する長期的な目標
- 環境の保全に関する施策の方向
- 環境の保全に関する配慮の指針
- 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。(札幌市環境白書)

第9条 市長は、市民に環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにするため、札幌市環境白書を定期的に作成し、これを公表す

るものとする。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全を図るため必要があるときは、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第13条 市は、廃棄物及び下水の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設及び地域冷暖房施設その他の環境の保全に資する施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(エネルギーの有効利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者によるエネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民及び事業者の参加の機会の確保)

第16条 市は、環境の保全に関する施策を推進するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保するように努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第18条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組の支援)

第19条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るための事業者の環境管理に関する取組が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第20条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全に資するために必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究等の実施)

第22条 市は、環境の保全に資するため、必要な調査研究を実施するとともに、技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第24条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全のための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第25条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全に資するための活動を市民及び事業者とともに推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第27条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第28条 市は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第4章 環境審議会及び環境保全協議会

(環境審議会)

第29条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、札幌市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員30人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 札幌市環境保全協議会の推薦を受けた者

(4) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境保全協議会)

第30条 市民及び事業者が、自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策、環境の保全に関する市の施策等に関して協議するため、札幌市環境保全協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、その協議の結果を市長に報告するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条の規定及び次項中札幌市公害防止条例(昭和47年条例第28号)第12条の改正規定は平成8年6月1日から、第29条の規定、次項中札幌市公害防止条例の目次の改正規定、同条例第16条第2項の改正規定(「札幌市公害対策審議会」を「札幌市環境審議会」に改める部分に限る。)及び同条例第4章の改正規定並びに附則第3項の規定は平成8年7月1日から施行する。

2・3 省略

## 2.環境基準等

環境基準とは、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして定められた基準のこと。

### (1)大気汚染

#### ア 環境基準

二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ベンゼン
1時間値が0.06ppm以下であること。	年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

(注1) 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものを浮遊粒子状物質といい、粒径が2.5μm以下のものを微小粒子状物質という。

(注2) 微小粒子状物質に係る環境基準については、平成21年9月9日付け環境省告示33号「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」にて定められた。

イ 窒素酸化物の排出基準

窒素酸化物の濃度は次の式により算出する。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

$O_n$  : 表中の $O_n$ 値に掲げる値  
 $O_s$  : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (20%を超える場合は20%とする)  
 $C$  : 窒素酸化物の濃度 (ppm)  
 $C_s$  : 窒素酸化物の実測値 (ppm)

窒素酸化物の排出基準(抄)

大別 防表 法第 1行 の 令項	ばい煙発生 施設の種 類 (注1)	規模 最大排 出ガ ス量 万 $m^3/h$ (注2)	$O_n$ (%)	排 出 基 準 値 (ppm)					
				昭和48年8月9日ま でに設置された施設	昭和48年8月10 日から昭和50年 12月9日までに 設置された施設	昭和50年12月10日 から昭和52年6 月17日まで に設置された施設 昭和52年6月18 日から昭和52年 9月9日までに 設置された液体燃 焼ボイラー	昭和52年6月18 日から昭和54年 8月9日までに 設置された施設	昭和54年8月10 日から昭和58年 9月9日までに 設置された施設	昭和58年9月10 日以降に設置さ れた施設
1 (注3) (注4) (注5) (注6)	ガス専焼 ボイラー	4~10	5	130	130	130	100	100	100
		1~4	5	150	150	130	130	130	130
		1未満	5	150	150	150	150	150	150
	固体燃料 ボイラー	4~10	6	450	350	300	300	300	250 (注14)
		0.5~4	6	450	380	350	350	350	350
		0.5未満	6	480	480	480	380	380	350
	液体燃料 ボイラー	4~10	4	190	180	150	150	150	150
		1~4	4	230	230	150	150	150	150
		1未満	4	250	250	250	180	180	180
2	ガス発生炉・ 加熱炉 (注7)		7	170	170	170	170	150	150
5	金属溶解炉 (注8)		12	200	200	200	200	180	180
6	金属加熱炉 (注9)	0.5~1	11	170	170	170	150	150	150
		0.5未満	11	200	200	200	180	180	180
9	窯業製品 製造用焼成炉 (注10)		15	200	200	200	200	180	180
10	反応炉・直火炉 (注11)		6	200	200	200	200	180	180
11	乾燥炉		16	250	250	250	250	230	230
13	廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上 4未満	12	300	300	300	250 300	250	250
	廃棄物焼却炉 (連続炉以外) (注12)	4以上	12				250	250	250
				昭和63年1月31日 までに 設置された施設	昭和63年2月1日 から 平成元年7月31日 までに設置された施設	平成元年8月1日 から 平成3年1月31日 までに設置された施設	平成3年2月1日 から 平成6年1月31日 までに設置された施設	平成6年2月1日 以降に 設置された施設	
29	ガス専焼 ガスタービン (注13)	4.5以上	16		70	70	70	70	
		4.5未満		90	70	70	70		
	液体燃料 ガスタービン (注13)	4.5以上		100	100	70	70		
		4.5未満		120	100	70	70		
30	ディーゼル 機関 (注13)	シリンダー内径 400mm以上	13		1,600	1,400	1,200	1,200	
		400mm未満		950	950	950	950		
31	ガス機関 (注13)		0	平成5年2月1日 から 2,000	2,000	2,000	1,000	600	
32	ガソリン機関 (注13)		0	平成5年2月1日 から 2,000	2,000	2,000	1,000	600	

(注1) 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

(注2) 大規模なものは省略

(注3) 石炭、原油タールを燃焼するものは省略

(注4) 硫酸酸化物処理施設が付属している液体燃焼ボイラーは省略

(注5) 液体燃焼の水管、炉筒煙管ボイラーのうち昭和52年9月10日に設置された排出ガス量が0.5万 $m^3/h$ 未満の過負荷燃焼のものは、適用除外

(注6) 小型ボイラー(伝熱面積10 $m^2$ 未満かつ重油換算燃焼能力50L/h以上)に対する特則

ガス専焼ボイラー、灯油・軽油・A重油専焼ボイラー、既設ボイラー(昭和60年9月9日までに設置されたもの)は適用除外

	昭和60年9月10日から平成2年9月9日までに設置	平成2年9月10日以降に設置
固体燃料ボイラー	350	350
液体燃料ボイラー	300	260

(注7) 水素製造用(天井バーナー燃焼方式のものに限る)は省略

(注8) キューボラは適用除外

(注9) ラジアントチューブ型、鍛接鋼管は省略

(注10) 石灰、セメント、耐火物原料、及び耐火レンガ製造用は省略

(注11) 硫酸カリウム、硫酸製造用反応炉は省略

(注12) 浮遊回転燃焼式、特殊廃棄物は省略

(注13) 非常用は適用除外

(注14) 昭和62年3月31日までに設置された施設は300ppm



ウ ばいじんの排出基準

(ア)大気汚染防止法

ばいじんの量は次の式により算出する。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

O<sub>n</sub> : 表中のO<sub>n</sub>値に掲げる値

O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (20%を超える場合は20%とする)

C : ばいじんの量 (g/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

C<sub>s</sub> : ばいじんの実測値 (g/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

ばいじんの排出基準(抄)

番号	ばい煙発生施設	区分	排出ガス量 (万m <sup>3</sup> /h) (注1)	排出基準値 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )		O <sub>n</sub> (%)
				昭和57年5月31日ま でに設置された施設	昭和57年6月1日以 降に設置された施設	
1	ボイラー (注2) (注3)	ガス専焼	4以上	0.05	0.05	5
			4未満	0.10	0.10	5
		重油その他の液体燃料 (黒液を除く) 専焼 ガス・液体燃料混焼	4~20	0.18	0.15	4
			1~4	0.25	0.25	4
			1未満	0.30	0.30	O <sub>s</sub>
上記以外		0.40	0.30	O <sub>s</sub>		
2	ガス発生炉			0.05	0.05	7
	加熱炉			0.10	0.10	7
5	金属溶解炉		4未満	0.20	0.20	O <sub>s</sub>
6	金属加熱炉		4未満	0.25	0.20	O <sub>s</sub>
9	窯業製品製造用 焼成炉・溶融炉 (注4)	その他	4未満	0.25	0.25	O <sub>s</sub>
10	無機化学工業品・食料品製 造用反応炉・直火炉 (注5)		4以上	0.15	0.15	O <sub>s</sub>
			4未満	0.20	0.20	O <sub>s</sub>
11	乾燥炉 (注6)	骨材乾燥炉	2以上	0.50	0.50	16
			2未満	0.60	0.50	16
		その他	1~4	0.30	0.20	16
			1未満	0.35	0.20	16
12	銑鉄等製造用電気炉 (注7)			0.10	0.10	O <sub>s</sub>
				平成10年6月30日までに 設置された施設	平成10年7月1日以降に 設置された施設	
13	廃棄物焼却炉		焼却能力4t/h以上	0.08	0.04	12
			焼却能力2~4t/h	0.15	0.08	12
			焼却能力2t/h未満	0.25	0.15	12
				昭和63年1月31日までに 設置された施設	昭和63年2月1日以降に 設置された施設	
29	ガスタービン (注8)				0.05	16
30	ディーゼル機関 (注8)				0.10	13
31	ガス機関 (注8)			0.05	0.05	0

(注1) 大規模なものは省略

(注2) 小型ボイラー(伝熱面積10㎡未満かつ重油換算能力50L/h以上)に対する特則

ガス専焼ボイラー、灯油・軽油・A重油専焼ボイラー、既設ボイラー(昭和60年9月9日までに設置されたもの)は適用除外

	昭和60年9月10日から平成2年9月9日までに設置	平成2年9月10日以降に設置
液体燃料	0.50	0.30
固体燃料	0.50	0.30

(注3) 黒液燃焼、石炭燃焼は省略

(注4) 石灰、セメント、耐火レンガ又は耐火物原料製造用焼成炉及び溶融炉は省略

(注5) 活性炭製造用反応炉は省略

(注6) 直接熱風乾燥炉ではO<sub>n</sub>は適用猶予

(注7) 合金鉄及びカーバイド製造用電気炉は省略

(注8) 非常用は適用猶予

(イ)札幌市生活環境の確保に関する条例

条例施行規則 別表1の項	ばい煙発生施設	区分	排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)		
			平成11年6月30日までに設置された施設	平成11年7月1日から平成15年2月25日までに設置された施設	平成15年2月26日以降に設置された施設
1	ボイラー	ガス燃料	0.1		
		液体燃料	0.4	0.3	
		固体燃料	0.8	0.3	
	加熱炉・直火炉・乾燥炉	ガス燃料	0.8	0.3	
		液体燃料	0.4	0.3	
		固体燃料	0.8	0.3	
	溶融炉・溶解炉		0.8	0.3	
2	廃棄物焼却炉	0.25	0.15		

(2)水質汚濁

ア 環境基準等

(ア)人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	セレン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下		

(注) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5~8.5	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN /100mL以下
D	工業用水2級 農業用水	6.0~8.5	8 mg/L以下	100 mg/L以下	5 mg/L以上	—

(注)基準値は日間平均とする。

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
水産1級:ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用  
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

(参考)札幌市内河川の類型指定状況

流域	水	域	該当類型			
豊平川	豊平川上流	(白川浄水場取水口から上流)	A			
	豊平川中流	(白川浄水場取水口から函館本線豊平川鉄橋まで)	B			
	豊平川下流	( 函館本線豊平川鉄橋 望月寒川函館本線鉄橋 月寒川函館本線鉄橋 厚別川函館本線鉄橋 野津幌川函館本線鉄橋 )	から下流	B		
			南の沢川		(全域)	A
			北の沢川		(北の沢川及び中ノ沢川の全域)	A
			真駒内川		(全域)	A
			精進川		(全域)	A
	川	望月寒川	(函館本線鉄橋から上流)	A		
		月寒川	(函館本線鉄橋から上流)	A		
		厚別川	(函館本線鉄橋から上流)	A		
野津幌川		(函館本線鉄橋から上流)	B			
茨戸川	茨戸川上流	(ペケレット湖入口から上流)	B			
	茨戸川中流	( ペケレット湖入口 創成川北16条橋 ) から樽川合流点まで	B			
	創成川	(北16条橋から上流)		B		
新川	新川上流	(琴似発寒川の札幌市上水道西野取水口から上流)	A			
	新川下流	(新川及び琴似川の全域並びに琴似発寒川の札幌市上水道西野取水口から下流)	D			

(ウ)人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	クロロニトロフェン (CNP)	
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	ニッケル	
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) ※PFOS 及びPFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。			0.00005 mg/L 以下

(注) クロロニトロフェン、ニッケルについては、安全性評価が終了するまでの間は要監視項目の指針値は設定されない。

(エ)水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値の概要

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

(注) 現在、札幌市内においては、水生生物保全環境基準に関する水域類型が指定されている地点はありません。

(オ) 水生生物の保全に関する要監視項目指針値

水域	類型	要監視項目指針値					
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-tert-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	生物特A	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
	生物B	3 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	生物特B	3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下

(注1) 札幌市内において、2014年3月末現在で、水生生物保全環境基準に関する水域類型が指定されている地点はありません。

(注2) 各類型の説明については、(エ)の表を参照。

イ 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(ア) 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る)	1 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
		1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
		ベンゼン	0.1 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	ほう素及びその化合物	10 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	ふっ素及びその化合物	8 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

(注) アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用される。



(イ) 生活環境項目に係る排水基準

項目	許容限度	項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6	銅含有量	3 mg/L
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均120 mg/L)	亜鉛含有量	2 mg/L
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均150 mg/L)	溶解性鉄含有量	10 mg/L
n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	5 mg/L	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
n-ヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	30 mg/L	クロム含有量	2 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>

(注) 本表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である事業場等に対して適用される。

ウ 北海道条例に基づく上乘せ排水基準(主なもの)

(ア) 有害物質に係る排水基準

対象業種	有害物質の種類	許容限度
特定金属鉱業	シアン化合物	0.6 mg/L

(注) 本表に掲げる排水基準は、豊平川流域及び茨戸川流域について適用される。

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

対象業種	項目	許容限度
し尿浄化槽 (昭和47年10月1日以降に設置 されたものであって処理対象 人員が501人以上のもの)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	40 mg/L (日間平均 30 mg/L)
	浮遊物質 (SS)	90 mg/L (日間平均 70 mg/L)
下水道終末処理施設 (活性汚泥法又は標準散水ろ床 法等によるもの)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	日間平均 20 mg/L
	浮遊物質 (SS)	日間平均 70 mg/L

(注) 本表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である事業場等に対して適用される。

エ 開発行為等における污水放流の指導要綱に係る水質基準値

市街化区域		市街化調整区域	
BOD		n-ヘキサン 抽出物質	BOD
排水量 10 m <sup>3</sup> /日以上 50 m <sup>3</sup> /日未満	排水量 50 m <sup>3</sup> /日以上		
30 mg/L以下	20 mg/L以下	鉱物油 5 mg/L以下 動植物油 30 mg/L以下	10 mg/L以下
		鉱物油 5 mg/L以下 動植物油 30 mg/L以下	

オ 豊羽鉱山に係る公害防止協定に基づく排水水質協定値

(単位:mg/L)臭気・色度を除く

	pH	カドミウム	シアン	鉛	砒素	銅	亜鉛	溶解性 Fe	溶解性 Mn	溶解性 Al	臭気強度	色度
協定値	-	0.03	0.1	-	-	1.5	3	-	7 <sup>※4</sup>	30 <sup>※4</sup>	40 <sup>※4</sup>	70 <sup>※4</sup>
水質汚濁防止法排水基準	5.8～8.6	0.08 <sup>※1</sup>	0.6 <sup>※2</sup>	0.1	0.1	3	5 <sup>※3</sup>	10	10	-	-	-

(注) 協定値は、測定結果の年平均値で評価する。

※1 カドミウムについては、令和3年11月30日まで暫定排水基準が適用される。

※2 シアンについては、北海道条例に基づく上乗せ排水基準

※3 亜鉛については、令和3年12月10日まで暫定排水基準が適用される。

※4 処理水を水道水源となる公共用水域に排出する場合のみ適用。

カ 旧手稲鉱山に係る鉱害防止協定に基づく排水水質協定値

(単位:mg/L)

	pH	カドミウム	鉛	砒素	銅	亜鉛	溶解性 Fe	溶解性 Mn
協定値	5.8～8.6	0.08 <sup>※1</sup>	0.1	0.1	3	5 <sup>※2</sup>	10	10

(注) 上記項目については、水質汚濁防止法に基づく排水基準に適合させる。

※1 カドミウムについては、令和3年11月30日まで暫定排水基準が適用される。

※2 亜鉛については、令和3年12月10日まで暫定排水基準が適用される。

### (3)土壌、地下水

#### ア 環境基準

##### (ア)土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下 ※250pg-TEQ/g以上の場合は必要な調査を実施する。
備考	<p>カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p>

(イ)地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(注) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

イ 土壤汚染対策法に基づく指定基準

特定有害物質	土壤含有量基準	土壤溶出量基準
クロロエチレン		検液1Lにつき0.002mg以下であること
四塩化炭素		検液1Lにつき0.002mg以下であること
1, 2-ジクロロエタン		検液1Lにつき0.004mg以下であること
1, 1-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.1mg以下であること
1, 2-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.04mg以下であること
1, 3-ジクロロプロペン		検液1Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン		検液1Lにつき0.02mg以下であること
テトラクロロエチレン		検液1Lにつき0.01mg以下であること
1, 1, 1-トリクロロエタン		検液1Lにつき1mg以下であること
1, 1, 2-トリクロロエタン		検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン		検液1Lにつき0.03mg以下であること
ベンゼン		検液1Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
六価クロム化合物	土壤1kgにつき250mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物	土壤1kgにつき遊離シアン50mg以下であること	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物	土壤1kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふっ素及びその化合物	土壤1kgにつき4,000mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壤1kgにつき4,000mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
シマジン		検液1Lにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ		検液1Lにつき0.02mg以下であること
チウラム		検液1Lにつき0.006mg以下であること
P C B		検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと

## (4)騒音・振動

### ア 騒音の環境基準

(等価騒音レベル(LAeq)、単位:デシベル)

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	札幌市では指定なし		-	-
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(注)1 地域の類型

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

### ◎幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表に関わらず特例として次表のとおりとする。(等価騒音レベル(LAeq)、単位:デシベル)

昼 間		夜 間
70以下		65以下
備 考	<p>1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2車線以下の車線を有する道路 15メートル</li> <li>・2車線を超える車線を有する道路 20メートル</li> </ul> <p>2 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。</p>	

### イ 航空機騒音の環境基準

(時間帯補正等価騒音レベル(Lden)、単位:デシベル)

地域の類型	基準値	該当地域:丘珠空港を中心とした半径約5kmの地域
I	57以下	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
II	62以下	類型I及び除外地域以外の地域
除外地域	—	空港敷地及び工業専用地域

(注)1 Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、航空機1機ごとの飛行騒音の他、航空機の地上騒音等を含め時間帯ごとに重みづけをしたエネルギー量を積分した、航空機騒音のうるさを表す数値のこと。

2 Ldenは、平成19年12月17日に告示(環境省告示第114号)、平成25年4月1日に施行された。



ウ 自動車交通騒音の要請限度

(等価騒音レベル(LAeq)、単位:デシベル)

区 域	地 域 の 区 分	道路区分	昼間	夜間
a 地区	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
b 地区	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	1車線	65	55
		2車線以上	75	70
c 地区	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する	75	70
幹線交通を担う道路に近接する地区			75	70

(注)時間の区分 昼間:6時~22時 夜間:22時~6時

平成12年4月1日施行

エ 在来線鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針

新 線	等価騒音レベル(LAeq)として、昼間(7時~22時)については60デシベル以下、夜間(22時~翌日7時)については55デシベル以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

オ 騒音の規制基準等

(ア)騒音規制法の規制基準

特定施設

<p>1 金属加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限定。)</li> <li>ロ 製管機械</li> <li>ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限定。)</li> <li>ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</li> <li>ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限定。)</li> <li>ヘ セン断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限定。)</li> <li>ト 鍛造機</li> <li>チ ワイヤフォーミングマシン</li> <li>リ プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</li> <li>ヌ タンブラー</li> <li>ル 切断機(といしを用いるものに限定。)</li> </ul> <p>2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。)</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。)</p> <p>4 織機(原動機を用いるものに限定。)</p>	<p>5 建設用資材製造機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限定。)</li> <li>ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限定。)</li> </ul> <p>6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。)</p> <p>7 木材加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ドラムバーカー</li> <li>ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定。)</li> <li>ハ 碎木機</li> <li>ニ 帯のご盤(製材用のものであっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものであっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定。)</li> <li>ホ 丸のご盤(製材用のものであっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものであっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定。)</li> <li>ヘ かんな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定。)</li> </ul> <p>8 抄紙機</p> <p>9 印刷機械(原動機を用いるものに限定。)</p> <p>10 合成樹脂射出成形機</p> <p>11 鋳造型機(ジョルト式のものに限定。)</p>
--	---

## 特定工場の規制基準(騒音)

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分			地域の区分
	昼間	朝・夕	夜間	
第1種地区	45以下	40以下	40以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種地区	55以下	45以下	40以下	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種地区	65以下	55以下	50以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種地区	70以下	65以下	60以下	工業地域

- (注)1 時間の区分 昼間:8時～19時 朝:6時～8時 夕:19時～22時 夜間:22時～6時  
2 規制基準は、特定工場の敷地境界に対して適用

## 特定建設作業

<p>1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)</p> <p>2 びょう打機を使用する作業</p> <p>3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)</p> <p>4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</p>	<p>5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</p> <p>6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業</p> <p>7 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業</p> <p>8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業</p>
--	---

## 特定建設作業の規制基準(騒音)

(単位:デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	85以下	7～19時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	行わないこと
2号区域		6～22時	14時間を超えないこと		

- (注)1 規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界に対して適用  
2 1号区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域  
2号区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域  
3 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

(イ) 札幌市生活環境の確保に関する条例の規制基準

騒音発生施設

1 金属加工機械 研磨機(原動機を用いるもの) 2 圧縮機 空気圧縮機(原動機の定格出力が、2.2kW以上7.5kW未満であるもの。)	3 木材加工機械 帯のご盤・丸のご盤(原動機の定格出力が、製材用のものにあつては0.75kW以上15kW未満、木工用のものにあつては0.75kW以上2.25kW未満であるもの。) かな盤(原動機の定格出力が、0.75kW以上2.25kW未満であるもの。)
--	---

騒音発生施設を設置する工場の規制基準

騒音規制法の特定工場の規制基準と同じ。

指定作業の規制基準

騒音規制法の特定工場の規制基準と同じ。

(注) 1 指定作業:作業期間が3カ月以上にわたる以下の作業((2)の作業は騒音規制法の第1種区域及び第2種区域で行われるものに限る。)

(1)木材の切削作業、金属のつち打作業、金属の切断作業、金属の研磨作業

(2)土石及び建設用資材の積み込み・積み下ろし作業、建設用資材の運搬車両及び建設用重機の移動作業

2 規制基準は、指定作業を行う敷地境界における測定値に対して適用

拡声放送の規制基準

(単位:デシベル)

地域の区分	音 量 (注)		放送できる時間帯
	(1)	(2)	
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	60以下	45以下	8～19時
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65以下	55以下	
近隣商業地域、商業地域 準工業地域	75以下	65以下	8～22時 (車両に拡声機を設置して行なう放送は19時(都心の一部については商業宣伝を除き20時)まで)
工業地域	75以下	70以下	8～19時

(注)測定地点については原則、拡声機の直下から5m離れた地点の基準(1)を適用する。ただし、事業場の敷地境界線上において基準(2)以下である場合には、この限りではない。

- ・同一場所において商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間を設けること。
- ・2以上の拡声機を同時に使用する場合は、その間隔は、50m以上とすること。
- ・拡声機の設置は、地上10m以内(建築物等の床面にいる者のみを対象とする拡声放送の場合にあつては、その床面から10m以内)の高さとすること。

深夜営業の規制基準

(単位:デシベル)

地域の区分	時間帯	音量
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	午後11時～午前6時	40以下

(注)深夜営業は以下のものをいう。

- ゴルフ練習場、バッティング練習場、テニスコート、ガソリンスタンド、LPGスタンド、洗車場

(ウ) 「建設作業に係る指導の基本方針」の作業時間基準

用途地域	作業時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	9時から17時まで
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時から18時まで

(注) 特定建設作業に適用する。

カ 振動の規制基準

(ア) 振動規制法の規制基準

特定施設

一 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマー(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)	五 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
二 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	六 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
三 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	七 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
四 織機(原動機を用いるものに限る。)	八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
	九 合成樹脂用射出成形機
	十 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

特定工場の規制基準(振動)

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分		地域の区分
	昼間	夜間	
第1種区域	60以下	55以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	65以下	60以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域

(注)1 時間の区分 昼間:8時~19時 夜間:19時~8時

2 規制基準は、特定工場等の敷地境界に対して適用

3 学校教育法に規定する学校等の敷地の周囲約50メートルの区域では、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用

特定建設作業

1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
---	--

## 特定建設作業の規制基準(振動)

(単位:デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	75以下	7～19時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	行わないこと
2号区域		6～22時	14時間を超えないこと		

- (注)1 規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界に対して適用  
 2 1号区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、  
 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、  
 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域  
 2号区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域  
 3 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

## キ 道路交通振動に係る要請限度

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分		地域の区分
	昼	夜	
第1種区域	65	60	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	70	65	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域

(注) 時間の区分 昼:8時～19時 夜:19時～8時

## (5)悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準

### ●敷地境界における規制基準

臭気指数10

### ●気体排出口における規制基準

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度または臭気指数

### ●排出水中における規制基準

臭気指数26



## (6)「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づく廃棄物焼却炉等の構造の基準

### ア 構造に関する基準

項	廃棄物焼却炉等	構造に関する基準
1	火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上である廃棄物焼却炉(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項並びに第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に規定する焼却施設(以下「廃棄物処理法許可焼却炉」という。)を除く。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 外気と遮断された構造であること。</li> <li>イ 燃焼室内において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</li> <li>ウ 燃焼室に燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。以下「空気供給設備」という。)が設けられていること。</li> <li>エ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置(以下「助燃装置」という。)が設けられていること。</li> <li>オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること(二次燃焼室に限る。)</li> </ol> </li> <li>(2) ばいじんを除去する高度の機能を有する集じん装置を設けること。</li> <li>(3) 排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設けること。</li> <li>(4) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。</li> <li>(5) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。</li> <li>(6) 廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。</li> <li>(7) 廃棄物の定量供給装置を設けること。ただし、ガス化燃焼方式の場合及び動物を専焼する場合にあっては、この限りでない。</li> </ol>
2	一次燃焼室容積が1.5㎡以上である廃棄物焼却炉(第1項の廃棄物焼却炉及び廃棄物処理法許可焼却炉を除く。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 外気と遮断された構造であること。</li> <li>イ 燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</li> <li>ウ 空気供給設備が設けられていること。</li> <li>エ 助燃装置が設けられていること。</li> <li>オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること(二次燃焼室に限る。)</li> </ol> </li> <li>(2) 遠心式集じん装置又はこれと同等以上の機能を有する集じん装置(以下「サイクロン等」という。)を設けること。</li> <li>(3) 排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設けること。</li> <li>(4) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。</li> <li>(5) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。</li> <li>(6) 廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。</li> </ol>

注1 第1項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア及びエ、第6号並びに第7号の規定(加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、同項第1号ア、第6号及び第7号の規定に限る。)は、適用しない。

2 第2項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア及びエ並びに第6号の規定(加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、同項第1号ア及び第6号の規定に限る。)は、適用しない。

項	廃棄物焼却炉等	構造に関する基準
3	一次燃焼室容積が1.5㎡未満で火格子面積が0.25㎡以上又は一次燃焼室容積が0.25㎡以上である廃棄物焼却炉(第1項の廃棄物焼却炉及び廃棄物処理法許可焼却炉を除く。)	<p>(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>ア 外気と遮断された構造であること。</p> <p>イ 燃焼ガスの温度を測定するための装置(以下「温度計」という。)が設けられていること。</p> <p>ウ 空気供給設備が設けられていること。</p> <p>エ 助燃装置が設けられていること。</p> <p>オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること(二次燃焼室に限る。)</p> <p>(2) サイクロン等を設けること。</p> <p>(3) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。</p> <p>(4) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。</p> <p>(5) 廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。</p>
4	火格子面積が0.25㎡以上又は燃料の燃焼能力が1時間当たり24kg以上である主に合成樹脂、ゴム又は廃棄物固化燃料を熱源として使用するボイラー	<p>(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>ア 外気と遮断された構造であること。</p> <p>イ 温度計が設けられていること。</p> <p>ウ 空気供給設備が設けられていること。</p> <p>エ 助燃装置が設けられていること。</p> <p>オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること(二次燃焼室に限る。)</p> <p>(2) サイクロン等を設けること。</p> <p>(3) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。</p> <p>(4) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。</p> <p>(5) 燃料の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。</p>
5	火格子面積が0.25㎡以上又は燃料の燃焼能力が1時間当たり24kg以上である固体燃料を熱源として使用するボイラー(第4項のボイラーを除く。)	<p>(1) 次の要件を備えた燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>ア 外気と遮断された構造であること。</p> <p>イ 空気供給設備が設けられていること。</p> <p>ウ 助燃装置が設けられていること(伝熱面積(大気汚染防止法施行令別表第1の1の項の下欄の伝熱面積をいう。)が10㎡未満で、かつ、燃料の燃焼能力が1時間当たり80kg未満の施設を除く。)</p> <p>(2) サイクロン等を設けること。</p> <p>(3) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。</p> <p>(4) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。</p> <p>(5) 燃料の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。</p>

注1 第3項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア、イ及びエ並びに第5号の規定(加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあつては、同項第1号ア及び第5号の規定に限る。)は、適用しない。

イ 管理に関する基準

項	廃棄物焼却炉等	構造に関する基準
1	火格子面積が0.25㎡以上又は一次燃焼室容積が0.25㎡以上である廃棄物焼却炉（廃棄物処理法許可焼却炉を除く。）	<p>(1) 燃焼室の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を速やかに上昇させること。</li> <li>イ 燃焼ガスを800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留させること。</li> <li>ウ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、廃棄物を焼却し尽くすまで燃焼室内の温度を高温に保つこと。</li> <li>エ 供給空気量を調節し、燃焼室内に空気を十分に供給すること。</li> <li>オ 排出ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下になるように廃棄物を焼却すること（一次燃焼室容積が1.5㎡未満の廃棄物焼却炉を除く。）。</li> </ul> <p>(2) 燃焼状態の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること（一次燃焼室容積が1.5㎡未満の廃棄物焼却炉を除く。）。</li> <li>イ 排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること（一次燃焼室容積が1.5㎡未満の廃棄物焼却炉を除く。）。</li> </ul> <p>(3) 適正な維持管理のもとに集じん装置を作動させること。</p> <p>(4) ばいじん及び灰は、飛散しないよう適正に管理し、又は処理すること。</p> <p>(5) 管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 廃棄物焼却炉の運転管理者を選任し、適正な維持管理を行わせること。</li> <li>イ 廃棄物焼却炉を適正に管理するための方法を記載した書面を作成し、これに基づき廃棄物の焼却を行うこと（一次燃焼室容積が1.5㎡未満の廃棄物焼却炉を除く。）。</li> </ul>
2	火格子面積が0.25㎡以上又は燃料の燃焼能力が1時間当たり24kg以上である固体燃料を熱源として使用するボイラー	<p>(1) 燃料の投入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 燃料は過剰に投入しないこと。</li> <li>イ 廃木材等の木質燃料を使用するボイラーにあつては、廃木材等に混在する塗料及びプラスチック材を選別し、燃料として使用しないこと。</li> </ul> <p>(2) 燃焼室の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を速やかに上昇させること。</li> <li>イ 主に合成樹脂、ゴム又は廃棄物固形化燃料を燃料とするボイラーにあつては、燃焼ガスを800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留させること。</li> <li>ウ 供給空気量を調節し、燃焼室内に空気を十分に供給すること。</li> </ul> <p>(3) 適正な維持管理のもとに集じん装置を作動させること。</p> <p>(4) ばいじん及び灰は、飛散しないよう適正に管理し、又は処理すること。</p> <p>(5) 管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボイラーの運転管理者を選任し、適正な維持管理を行わせること。</li> </ul>

## (7)ダイオキシン類

### ア ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大 気	0.6 pg-TEQ / m <sup>3</sup> 以下	1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ / g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水 質	1 pg-TEQ / L以下	
水底の底質	150 pg-TEQ / g以下	
土 壌	1000 pg-TEQ / g以下	

### イ 排出ガスに係る特定施設及びダイオキシン類の大気排出基準

(単位:ng-TEQ / m<sup>3</sup>)

特定施設の種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設の基準 (H12. 1. 15以降設置等)	既存施設の基準 (H12. 1. 14以前設置)
廃棄物焼却炉 焼却能力50kg/時以上 又は火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上	4t/時 以上	0.1	1
	2t/時 ~ 4t/時	1	5
	2t/時 未満	5	10
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

(注)大気汚染防止法の規定に基づき、平成9年12月2日以降に新たに設置された施設に係る指定物質抑制基準(平成9年環境庁告示第26号)が既に適用されている施設については、新設施設の排出基準が適用される。

ウ 排水に係る特定施設及びダイオキシン類の水質排出基準

(単位:pg-TEQ/L)

特定施設の種類の種類	水質排出基準
1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 3 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 4 アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 5 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するもの)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設 10 2,3ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設 11 ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離・洗浄施設、還元誘導体分離・洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設 12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 13 亜鉛の回収(製鋼用電気炉の集じん機で集めたばいじんからの回収)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 14 担体付き触媒からの金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設 15 廃棄物焼却炉※に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの 16 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 17 フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 18 上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 19 上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10

注1: 廃棄物の最終処分場からの放流水に係る基準は、最終処分場の維持管理の基準を定める命令により10pg-TEQ/Lと規定。

※: 火床面積が0.5㎡以上、又は焼却能力が50kg/時以上

エ 廃棄物焼却炉である特定施設に係るばいじん等に含まれる量の基準

種類	ダイオキシン類の量の基準
ばいじん等	3 ng-TEQ / g

注: 既設施設(平成12年1月14日以前に設置)のばいじん等については、省令で定められた方法により処分を行う限り適用されない。